

能勢町地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 107 条の規定による市町村地域福祉計画及び自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定による市町村自殺対策計画として、能勢町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、及び推進することを目的として、能勢町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 計画の推進に向けた施策内容に関すること。
- (2) 計画の進捗状況及び地域福祉環境の把握に関すること。
- (3) 計画の策定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域福祉推進に必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 計画の策定及び推進に関し、知識を有する者
- (2) 地域福祉の町内関係団体を代表する者
- (3) 法第 2 条に規定する社会福祉事業を営む町内の施設を代表する者
- (4) 町内医療機関の医師
- (5) 住民を代表する者
- (6) 公募による者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者にオブザーバーとして会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 委員会の会議は原則として公開し、議事録を開示する。

(報酬)

第8条 委員に報酬を支給する。

2 報酬の額及び支給に関しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）による。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。